

倫理・懲戒規程

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人兵庫県パワーリフティング協会（以下「当法人」という。）定款第3条の目的を達成するため、当法人の運営に携わる者が遵守すべき倫理基準を定めるとともに、違反があった場合の懲戒手続きについて定めることを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程の対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- （1）社員（定款第2章に基づき入社した者）
- （2）理事
- （3）監事

2 前項に定めのない選手、審判、団体等の登録者（以下「登録会員」という。）の倫理・懲戒については、当法人が加盟する公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「日本協会」という。）の定める規程に従うものとする。

第2章 禁止行為

第3条（遵守事項）

本規程の対象者は、当法人の定款及び諸規程を遵守し、パワーリフティング競技の健全な普及発展に努めなければならない。

第4条（一般禁止事項）

本規程の対象者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- （1）当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為
- （2）当法人の定款その他の規程に違反する行為
- （3）他の社員、役員又は第三者に対するハラスメント、誹謗中傷、名誉毀損行為

第5条（重大な禁止行為）

本規程の対象者は、次に掲げる刑事罰対象行為及び社会的妥当性を欠く行為を行ってはならない。

- （1）賭博罪に該当する行為、又はこれに類する賭け事に関与すること
- （2）麻薬、覚醒剤その他の違法薬物の所持、使用、譲渡、製造に関わる一切の行為
- （3）暴力団、暴力団員、暴力団関係企業等の反社会的勢力に該当すること、又は反社会的勢力と密接な関係を有すること

第3章 懲戒

第6条（懲戒の種類）

前章の規定に違反した者に対し、次の懲戒処分を行うことができる。

- （1）戒告 厳重注意を行い、将来を戒める
- （2）権利停止 一定期間、当法人の事業への参加、議決権の行使、または職務の執行を停止する
- （3）解任（役員対象） 理事または監事の役職を解く
- （4）除名（社員対象） 定款第7条に基づき、社員としての資格を剥奪する

第7条（調査及び審査）

対象者に禁止行為の疑いがあるときは、代表理事は理事会の決議を経て調査委員会を設置し、事実関係の調査を行うことができる。

2 代表理事が2名置かれている場合は、両代表理事の合意により調査の開始を決定する。

第8条（弁明の機会の付与）

懲戒処分を行おうとする場合は、当該対象者に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

第9条（決議の権限と手続き）

懲戒の決議は、定款の定めに従い、次の通り行う。

- （1）戒告及び権利停止 理事会の決議によって行う
- （2）社員の除名 定款第7条および第16条第2項第1号に基づき、社員総会の特別決議によって行う。
- （3）役員解任 定款第24条に基づき、社員総会の決議によって行う。ただし、監事を解任する場合は、定款第16条第2項第2号に基づき、特別決議を経なければならない。

第4章 雑則

第10条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。

<附 則>

1 この規程は、令和8年2月10日に制定し、同日から施行する。